

現行	変更後（2026年3月31日適用開始分）	変更箇所
<p>第17条（情報の提供に関する同意）</p> <p>第2項</p> <p>会員等はJCBが本特約に係る取引上の判断にあたり、個人情報情報機関等の登録・利用に関し、本特約第17条およびJCB会員規約（個人情報情報機関の利用および登録）、（個人情報の開示、訂正、削除）の定めが適用されることに同意するものとします。また会員契約が不成立の場合でも、会員等が入会申込をした事実は、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、JCB会員規約の定めに基づき、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p>	<p>第17条（情報の提供に関する同意）</p> <p>第2項</p> <p>会員等はJCBが本特約に係る取引上の判断にあたり、個人情報情報機関等の登録・利用に関し、本特約第17条およびJCB会員規約（個人情報情報機関が保有する信用情報の利用および個人情報情報機関への信用情報の提供等）、（個人情報の開示、訂正、削除）の定めが適用されることに同意するものとします。また会員契約が不成立の場合でも、会員等が入会申込をした事実は、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、JCB会員規約の定めに基づき、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p>	<p>個人情報情報機関同意文言変更</p>